

C I Aフォーラム研究会報告

『F E D 検査マニュアル (Commercial Bank Examination Manual)』が引用する
「I I A 国際基準」に関する調査研究

研究会No.24

(F S F R : I I A 基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会)

C I Aフォーラムは、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会 (I I A - J A P A N) の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.24が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会では『月刊監査研究』の2009年8月号に「I I A国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2009年11月号に「I I A国際基準と『保険検査マニュアル』の比較研究」、2010年5月号に「I I A国際基準と

『金融商品取引業者等検査マニュアル』の比較研究」、2010年12月号に「I I A国際基準 (2009年1月版) と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2011年4月号に「I I A国際基準と『金融コングロマリット監督指針』の比較研究」、2011年8月号に「I I A国際基準 (2011年1月版) と『保険検査マニュアル』 (平成23年2月版) の比較研究」と題して研究報告書を発表している。今回報告はI I A国際基準と規制当局のガイドラインの関係をみる上で、その調査対象を米国のBoard of Governors of the Federal Reserve System (米連邦準備制度理事会、Washington, D.C. 20551、以下「F E D」という) が公開している検査マニュアル (以下「F E D検査マニュアル」という) にまで広げた第7弾となる。

ただし、今回の調査レポートの内容は、これまで「比較研究」で行ってきたチェックリストを提示する形式の研究報告とは異なり、主として基礎データの収集を目的とした研究活動の報告である。そこでは、F E D検査マニュアルがどの程度I I A (内部監査人協会) 国際基準 (内部監査の専門職的実施の国際基準) を意識しているかを検証するために、検証手順の確立を図るとともに、その手順に基づく実証データの整理と分析を試みている。

米国では内部監査人の専門職としての地位が確立されていることに加えて、I I A国際本部がフロリダ州に設置されていることや、内部統制の基本的な枠組みであるC O S Oフレームワークを公表したトレッドウェイ委員会支援組織委員会も米国の組織であったことから、米国の監督当局は米国企業の内部監査がI I A国際基準に沿って行われることを想定しているものとみられる。

こうした認識に基づき、金融機関の監督当局はF E Dであり、したがってF E D検査マニュアルにはI I A国際基準が多く含まれているのではないかと仮説を立て、そこを出発点に、今回調査を実施している。

F E D検査マニュアルはH P上に、Bank Holding Company Supervision Manualなど8つの検査マニュアルが調査時点で掲載されているが、そのうちの代表的なものとしてCommercial Bank Examination Manual（商業銀行用検査マニュアル（以下、単に「Examination Manual」と呼称する。）」を調査対象とすることとした。

なお、金融庁検査マニュアルもF E D検査マニュアルから影響を受けていることは周知のことであろう。

調査に当たっては、Examination Manualに含まれるI I A国際基準や内部監査人に関連のある内容を特定するために、certified internal auditor、standards of internal auditing、professional auditors、IIA、IIA's、Institute of Internal Auditors、internal auditor、internal auditorsの8つを調査のキーワードに選定し、該当箇所を拾い上げる作業を最初に行った（このキーワードを決定する前段階において、各メンバーはExamination Manualを十分に読み込んだ上で、I I A国際基準との関係において「可能な限り、重なりなくかつ漏れがない抽出を行うことができる最適なキーワードの組み合わせ」はどのようなものがベストであるかについて相当程度の時間を費やし議論

を重ねた）。

こうしてExamination Manualの今回調査対象範囲を精査したところ、ヒットした件数は以下となった（キーワードは完全一致で調査）。

certified internal auditor 3件
standards of internal auditing 4件
professional auditors 1件
IIA 1件
IIA's 5件
Institute of Internal Auditors 2件
internal auditor 43件
internal auditors 48件
（主な具体例は別紙のとおり）

これを分析した結果、次のキーワード、すなわち、certified internal auditor、standards of internal auditing、professional auditors、IIA、IIA's、Institute of Internal Auditorsを含む箇所については、I I A国際基準の関連項目として直接的に基準と突合することができた。

次に、internal auditor及びinternal auditorsについては、そのキーワードを含む文章と、I I A国際基準及び実践要綱の記載内容を比較して、その一致性を確認し突合する作業を行った。

Examination Manualには内部監査人という言葉が多く含まれている。過去6回のレポートにおいて当研究会が本邦検査マニュアルとI I A国際基準の紐つけを実施して明らかにしたが、今回上記作業の結果、Examination Manualにおいても、独立性と客観性、熟達した専門的能力及び専門職としての正当な注意など、I I A国際基準が掲げる項目と同様の内容が内部監査人に対して求められていることが明らかとなると同時に、I I A国際基準の大基準すべてに該当する箇所が認められたことから、一定の合理性をもって当初仮説は正しかったものと思われた（別紙はその傍証の一部を構成する）。

このほか、Examination Manualにおける特徴点としては、I I A国際基準やC I A資格がダイレクトにF E Dの評価基準や内部監査人が準拠すべき基準ないし推奨として掲げられている点を指摘することができるものとみられた（別紙下線部分）。なお、本稿執筆時点において、本邦検査マニュアルにはそこまでの言及はなく、これには極めて米国的との印象を持つ向きもあろう。

しかし、2011年12月にバーゼル銀行監督委員会が「The internal audit function in banks」と題する市中協議案を出しており、その中で

は、I I Aに対する言及が数多くみられ始めていることに鑑みれば、今後は我が国金融行政においても、これまで以上にI I A国際基準への適合性を意識した検査が行われることになる可能性は否定できないように思われる。

別紙は、こうしたグローバルな動きも踏まえ、I I A国際基準の順番で、Examination Manualに含まれる、I I A国際基準関連のチェック項目の再整理を試みたものでもある。本件調査が、内部監査の品質向上に少しでも寄与し、内部監査に従事する方々の多少の参考になれば幸いである。

別紙

I I A国際基準から整理した「Commercial Bank Examination Manual」のチェック項目

Examination Manualを対象にキーワードで該当箇所を調査した結果、ヒットした箇所の中で、I I A国際基準（2011年1月1日版）のいずれかと符合すると思われる主なものは以下のとおり。なお、Examination Manualの和訳は、当研究会による仮訳である。

1. I I A国際基準1000（目的、権限および責任）

「Examination Manual」の該当箇所

- ・監査人は自己の職業の基準及び倫理（例えば銀行協会、I I A、米国公認会計士協会によって公表されている基準）に従っているか。
- ・取締役は自社の内部監査活動が、I I Aの内部監査の専門職的实施の国際基準のような専門職的な基準に従って実施されているか否か考慮すべきである。
- ・金融当局は、内部監査人がアドバイザーの機能における内部監査の役割に関する指針を含むI I A国際基準に従うことを推奨する。
- ・内部監査人は、業務を遂行するために必要な権限を与えられなければならない。その

権限には、監査の適切な実施に必要なあらゆる記録を閲覧する権限を含む。

2. I I A国際基準1100（独立性と客観性）

「Examination Manual」の該当箇所

- ・組織体は、組織体内に内部監査人が制約なく活動できる環境を提供し維持しなければならない。
- ・分離・独立した内部監査機能が存在するか、また個々の内部監査人の独立性が確保されているか判断せよ。
- ・コントロール・システムが適切で有効であることを立証するために、内部監査人は日々行われている業務の品質を独立して評価しなければならない。
- ・内部監査人は、会計システム、自社の会計機能の他の側面、又は独立したレビューの対象でないいかなる執行機能について責任を負ってはならない。
- ・電子データ処理のプロセスに直接関与しない内部監査人又は経営陣のメンバーが監査機能を担う責任を負わされているか。
- ・内部監査人は、取締役会及び最高経営者への説明責任がある。

3. I I A国際基準1200 (熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・検査官は、被検査機関の内部監査部門スタッフ及び管理者の能力を、教育、専門職としての経歴及び主任内部監査人を務めた経験を考慮することにより評価すべきである。
- ・内部監査人は、個別の商品及び被監査組織が直面するリスクを詳細に理解していることを期待される。更に、内部監査人は、被監査組織のリスク及び統制を評価するのに十分に熟達していなければならない。
- ・取締役会及び経営陣は内部監査部門の職員が不動産担保融資を検証するために必要な資質及び専門的知識を持つことを確保するか、又は資格のある外部ソースからの支援を得るべきである。
- ・C B A、C I A、C P Aといった資格は教育的でかつ他の職業的要求を充足する。従前の教育に加えて、内部監査人は技術的な会合やセミナーに出席することや監査や銀行業務の時代に合った文献をレビューすることを含む継続的な教育プログラムにコミットしなければならない。
- ・各内部監査人はまた、自習（自己啓発）を通じて、熟練と自覚を維持する義務がある。

4. I I A国際基準1300 (品質のアシュアランスと改善のプログラム)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・取締役は、内部監査の機能が自社の現在の及び計画された活動のリスク及びその活動に伴って発生する要請に応えるということを確認しているべきである。この目的を達成するために、取締役は自社の内部監査活動がI I Aの内部監査の専門職の実施の国際基準のような専門職的な基準に従って実施されているか否かを考慮すべきである。
- ・検査官は内部監査人により実行された業務が信頼に値するものかどうかを評価すべき

である。

5. I I A国際基準2000 (内部監査部門の管理)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・内部監査人がリスク評価に当たって考慮しなければならない要因はレビューされた特定の資産・負債の特質、適切な方針や内部統制の基準の存在、運営手続きや内部統制の実効性、そして特定の執行に係るエラーや不規則性の潜在的なものである。
- ・内部監査人は発見された統制の脆弱性を含め、監査における発見事項を監査委員会又は取締役会へ直接報告すべきである。
- ・内部監査人は、取締役会及び最高経営者への説明責任がある。

6. I I A国際基準2100 (業務の内容)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・内部監査人は、統制システムの充分性、実効性及び効率性を独立の立場から評価する管理機能について責任を負う。内部監査人は、彼らの意見に依拠する人たちが将来の業績の質を保証することのできる現実的なシステムはないことを理解することを確実にしなければならない。
 - ・職業的な内部監査人は、統制システム及び現行のオペレーションの質を評価することによって、提供する保証に関する豊富な情報を自社に対して供することができる。「監査」という言葉は、聞くという意味のラテン語に由来する。内部監査人は、良き聴取者及び観察者であるべきである。彼らは、自社の強み及び弱み、各部署の達成できている点及び現在の課題、自社のサービスの質、職員のプライド及び関心、オペレーションの効率性及び無駄な点を深く理解していることを示すべきである。
- 一方、経営陣及び取締役は、専門職的な内部監査人の言うことに耳を傾け、彼らの指

摘を活用すべきである。

- ・検査官は、被検査機関の債券及びデリバティブ取引に関する独立した内部又は外部監査人の頻度、範囲及び発見事項をレビューしなければならない。

該当する場合には、内部監査人はリスク管理プロセス及び内部統制を定期的に監査及びテストしなければならない。

内部監査人は、個別の商品及び被監査組織が直面するリスクを詳細に理解していることを期待される。更に、内部監査人は、被監査組織のリスク及び統制を評価するのに十分に熟達していなければならない。

脆弱性又は重大な問題が存在する、又は脆弱性及び重大な問題が存在する、又は被監査組織のポートフォリオ、モデルの方法論又は全体的なリスクが変化した場合には、内部監査の深度及び頻度は増やされなければならない。

- ・内部監査人がリスク評価に当たって考慮しなければならない要因はレビューされた特定の資産・負債の特質、適切な方針や内部統制の基準の存在、運営手続や内部統制の実効性、そして特定の執行に関するエラーや不規則性の潜在的なものである。
- ・内部監査人は、総勘定元帳への記帳の際に使用されたレートの検証を含め、評価替えの正確性を定期的にレビューしているか。

7. I I A国際基準2200 (内部監査 (アシュアランスおよびコンサルティング) の個々の業務に対する計画の策定)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・内部監査人は、適切な時間の周期にわたって、すべての重要な組織体の活動を網羅する正式な監査計画を準備すべし。
- ・検査官は内部監査人により実行された業務が信頼に値するものかどうかを評価すべきである。それは監査プログラムの適切性や有効性について記載する前に、内部監査人

の独立性や能力を決定する上で、しばしば検査官により有効なものである。

- ・内部監査人は、関係する監査目的を充足するような監査結論に達するためのすべての業務プログラムに含まれた特別な手続をフォローしなければならない。監査結論は、発見事項、例えばいくつかの必要とされる改善行動のために、適時に、内部監査人によって推奨されたものを含む報告物によってサポートされるべきである。

8. I I A国際基準2300 (内部監査 (アシュアランスおよびコンサルティング) の個々の業務の実施)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・大概の状況において、内部監査人の能力と独立性は、全体としてレビューされるかもしれない。しかしながら、監査プログラムの十分性及び実効性は、各検査領域毎に個別に判断されるべきである。
- ・内部監査人は、関係する監査目的を充足するような監査結論に達するためのすべての業務プログラムに含まれた特別な手続をフォローしなければならない。監査結論は、発見事項、例えばいくつかの必要とされる改善行動のために、適時に、内部監査人によって推奨されたものを含む報告物によってサポートされるべきである。

9. I I A国際基準2400 (結果の伝達)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・内部監査人は、現行のオペレーションの質が満足できるものか否かについて意見を表明するべきである。

10. I I A国際基準2500 (進捗状況のモニタリング)

「Examination Manual」の該当箇所

- ・内部又は外部監査人によって実施された直近の監査において発見された不備事項のり

ストを入手し、改善がなされたか判断する。
 ・その監査人の能力の最終的な判断要素は、実行された業務の質であり、その業務結果を伝達する能力、そしてその監査業務について記録された問題点をフォローアップする能力である。

11. I I A国際基準2600（最高経営者のリスク許容についての問題解決）

「Examination Manual」の該当箇所

・内部統制のための責任を適切に遂行するために、取締役や上級経営者は、内部監査人や執行経営者により解決策が示された内部統制上の脆弱性に対する重要性や厳しさをより良く理解するために、遠慮のない意思疎通や問題の批判的な検証を行うべきである。

< C I Aフォーラム研究会No.24（F S F R：I I A基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会）のメンバー > (順不同・敬称略)

| | | | |
|-------|-----------------|-------|--------------|
| 高島 康裕 | 新日本有限責任監査法人（座長） | 島田 雅夫 | 日本興亜損害保険株式会社 |
| 植田 洋行 | J A三井リース株式会社 | 平岡 正和 | 楽天銀行株式会社 |
| 大島 誠 | みずほ情報総研株式会社 | 松井 辰樹 | 住友信託銀行株式会社 |
| 大沼 淳 | ソニー生命保険株式会社 | 四津 純 | 株式会社国際協力銀行 |
| 近藤登喜夫 | 三井生命保険株式会社 | | |

(注：メンバーの氏名と所属は2012年4月現在)

◆ ◆ ◆ 新刊書紹介コーナー ◆ ◆ ◆

次の新刊書をご恵贈賜りましたので、ご紹介いたします（発行日順）。
 ご寄贈者に対しまして、厚く御礼申し上げます。

会計倫理の視座

— 規範的・教育的・実証的考察 —

著者：原田 保秀

（四天王寺大学 准教授

博士（商学）

発行：(株)千倉書房

定価（本体3,600円＋税）A 5判219頁

オーディター

監査人のための認知心理学

— 監査人を見守る科学のまなざし —

著者：伍井 和夫

（東洋電機製造(株) 監査部長

博士（経営学）横浜国立大学

発行：東京図書出版

発売元：(株)リフレ出版

定価（本体952円＋税）B 6判86頁